

諮問番号：平成29年度諮問第52号

答申番号：平成29年度答申第54号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当額改定処分）は、違法、不当である。

- (1) 将来的に養護学校や就職など人の手助けがとても必要とされるので、その時のために少しでもお金を残しておきたい。
- (2) 病院が近くにないので通院が遠距離となり、交通費が大きな負担である。
- (3) 通院は、旭川及び深川の耳鼻科へ月1回行くほか、頻繁に熱を出すので小児科にかかることが多い。
- (4) 対象児童の妹も発達障害があるので、母親が働けず、生活が苦しい。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、嘱託医師の判定を得て、診断書により、「知能障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」があるとされているものの、DQが69と軽度であること、「発達障害関連症状」の「言語コミュニケーションの障害」が「軽度」とされているほかに症状が見られないこと、「問題行動及び習癖」及び「日常生活能力の程度」に日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動がないこと、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」とされていること等から、政令別表第3に定める障害の状態に該当しないと認定した。
- (2) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定されることとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためであるから、審査請求人の主張する経済的な事情をもって判断を行うことはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかし、対象児童は、診断書から学校生活及び日常生活において一定程度の制限を受ける状態にあることは窺われるものの、手当の認定は、診断書に記載された内容が、嘱託医師の審査判定も得て、総合的にみたときに認定基準に合致すると判定される必要があるところ、審査請求人の主張する事情（将来の教育や就職などに支援を要するため貯蓄を残したいこと、通院のための交通費が負担であること等）については、対象児童の障害の状態が認定基準に合致することを裏付ける内容とは認められず、原処分は、診断書の記載内容に基づき嘱託医師の診査判定も得て、総合的に判断した上で行われているから、原処分を違法、不当とする余地はない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年2月5日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、精神遅滞のほか運動発達遅滞の合併症がみられ、「興奮」、「多動」及び「小食」の問題行動があり、「精神医学的総合判定」は「中度」とされているものの、DQは69の「軽度」とされ、「言語コミュニケーションの障害」が「軽度」とされているほかに発達障害関連症状は見られず、日常生活能力の程度は、「体幹の筋力が弱く、姿勢の保持が困難」ではあるが、「食事」、「洗面」及び「入浴」が「一部介助」（見守りや声かけを要する程度）とされているほかは、「排泄」及び「衣服」は「自立」とされ、身の回りのことなど基本的な行為は年齢に相応しておおむね行うことができ、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまり、それらの記載からは、認定基準にいう特段の不

適応な行動と認められる事情又は日常生活の基本的な行為に援助を要するという事情は窺われず、よって、同基準にいう「日常生活が著しい制限を受ける」状態にあるとまでは認められない。

また、審査請求人は、診断書の記載内容を補足する事情として、前記第2の1に掲げる事情がある旨主張するが、これら事情は、対象児童の障害の状態が認定基準に合致することを裏付けるものとは認められない。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美